

日本スポーツ仲裁機構第6回理事会議事録

日時 2006年5月8日(月) 12:00~14:00

場所 日本スポーツ仲裁機構 事務局

出席者 理事：板橋、岩坪、岡崎、荻原、川原、佐藤、菅原、道垣内(委任状：野口)

監事：辻居、早川

事務局：上田、小川、櫛田

オブザーバー：小寺仲裁人幹事

開会，定足数の確認

道垣内機構長により開会が宣言され、定足数の確認が行われた。全9名の理事(内委任状1名)が出席であり、日本スポーツ仲裁機構規程第23条1項に定められている定足数を満たした。

議題

1. 2005年度事業報告案および決算承認の件 【資料1、資料2】

上田事務総長より、資料1に基づき、2005年度事業報告案として、仲裁業務、スポーツ仲裁法研究会、スポーツ仲裁シンポジウム、各競技団体の仲裁条項採択促進活動、スポーツ仲裁規則の一部改正(第2次)、諸外国のスポーツ仲裁関連機関との情報交換及び交流などについて報告が、また、小川事務局員より、資料2に基づいて2005年度決算案についての報告がされ、両案は全会一致で承認された。

2. 2006年度事業計画案及び予算案議決の件 【資料3、資料4】

上田事務総長より、資料3に基づき、2006年度事業計画案(2006年度の事務局体制を含む。)についての説明が、また、小川事務局員より、資料4に基づき、2006年度予算案の説明が行われ、両案は全会一致で議決された。

3. スポーツ調停(和解あっせん)の実施及びそのための手続規程制定の件 【資料5】

道垣内機構長より、資料5に基づき説明がなされた。この件は、施行期日は事務局に一任することとして、全会一致で了承された。

4. 「スポーツ仲裁規則」改正の件 【資料6】

道垣内機構長より、資料6に基づき、現行の仲裁規則改正点につき説明がなされ、全会一致で了承された。改正規則の施行時期については、2006年5月8日即日施行とされた。

5. 「裁判外紛争解決手続の促進に関する法律」に基づく業務の認証申請の件 【資料7】

道垣内機構長より、資料7に基づき、議題3の調停業務に伴う認証申請について説明がなされ、申請に向けて作業を行うことにつき、全会一致で了承された。

6. 「苦情処理規程」制定の件 【資料8】

道垣内機構長より、資料8に基づき、議題5の認証申請に関連して「苦情取扱い規程」の制定が必要となる旨の説明がなされ、原案に一部字句修正が加えられ、全会一致で了承された。

7. 「個人情報保護法」への対応の件 【資料9】

道垣内機構長及び上田事務総長より、資料9に基づき、個人情報保護方針と保護規則について説明がされ、全会一致で了承された。また、同規則に基づき、個人情報保護管理責任者は事務総長とする旨の理事会の承認を得て、機構長がこれを任命した。施行期日に関しては、苦情処理規程とあわせて施行するとされた。

8. その他

(1) 法律相談業務について

菅原専務理事より、仲裁機構の相談件数が増えたこともあり、仲裁機構にスポーツ法律相談の窓口を設けてはどうかとの提案があり、菅原専務理事を座長として法律相談窓口に関するワーキンググループを作り、年内までに報告書をまとめて貰うことにつき、全会一致で了承された。

(2) 関係者の中立性確保に関する指針の作成 【資料10】

機構長より、資料10に基づき、関係者の中立性確保に関する指針について説明がなされた。それに対して、辻居監事より、関係者の中立性確保を明確化するのは良いことだが、関係者それぞれの資格に関しては他のスポーツ関係団体の理事や顧問を行っている関係で、代理人を受けることがあるかもしれないので、再度検討を願いたい旨の要望が出された。

(3) 議事録署名人の選任

議事録署名人として、板橋専務理事、菅原専務理事を選任した。

以上

配付資料リスト

資料1	2005年度事業報告案
資料2	2005年度決算報告書
資料3	2006年度事業計画案
資料4	2006年度予算案
資料5	特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則案
資料6	スポーツ仲裁規則第3次改正について案
資料7	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (概要・参考図・認証制度流れ図)
資料8	日本スポーツ仲裁機構の業務に対する苦情取扱規程案
資料9	日本スポーツ仲裁機構個人情報保護方針・個人情報保護規則案
資料10	日本スポーツ仲裁機構の運営及びそのもとの スポーツ仲裁手続に係る法律家の中立性の確保について指針案

上記の通り相違ありません。

2006年 5月30日

議事録署名人
板橋 一太 /s/
菅原 哲朗 /s/